

第9回 三朝町農業委員会総会 議事録

1 開催年月日	令和6年3月8日(金) 午前9時 開会																														
2 開催場所	三朝町役場 第2会議室																														
3 出席委員	<p>農業委員 7人のうち出席者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 25%;">1番 米廣 勝</td> <td style="width: 10%;">出</td> <td style="width: 25%;">2番 野見幸雄</td> <td style="width: 10%;">欠</td> <td style="width: 25%;">3番 松原利志</td> <td style="width: 15%;">出</td> </tr> <tr> <td>4番 米原章太郎</td> <td>出</td> <td>5番 山本雅之</td> <td>出</td> <td>6番 本田 博</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>7番 村岡幸枝</td> <td>欠</td> <td colspan="4" style="text-align: right;">出席 5人</td> </tr> </table> <p>農地利用最適化推進委員 5人のうち出席者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">吉田弘幸</td> <td style="width: 10%;">出</td> <td style="width: 25%;">秋山一寛</td> <td style="width: 10%;">出</td> <td style="width: 25%;">藤原 昇</td> <td style="width: 15%;">出</td> </tr> <tr> <td>井上 誠</td> <td>出</td> <td>楠本幸孝</td> <td>出</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">出席 5人</td> </tr> </table>	1番 米廣 勝	出	2番 野見幸雄	欠	3番 松原利志	出	4番 米原章太郎	出	5番 山本雅之	出	6番 本田 博	出	7番 村岡幸枝	欠	出席 5人				吉田弘幸	出	秋山一寛	出	藤原 昇	出	井上 誠	出	楠本幸孝	出	出席 5人	
1番 米廣 勝	出	2番 野見幸雄	欠	3番 松原利志	出																										
4番 米原章太郎	出	5番 山本雅之	出	6番 本田 博	出																										
7番 村岡幸枝	欠	出席 5人																													
吉田弘幸	出	秋山一寛	出	藤原 昇	出																										
井上 誠	出	楠本幸孝	出	出席 5人																											
4 欠席委員	2番 野見幸雄 7番 村岡幸枝																														
5 農業委員会事務局職員	事務局長 山本達哉 専門員 大村哲也																														
6 議事録署名委員	1番 米廣勝 委員 6番 本田博 委員																														
7 議事内容等	<p>(1) 議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請書について(穴鴨)</p> <p>(2) 議案第25号 非農地と判断した土地について</p> <p>(3) 議案第26号 農用地利用集積計画(利用権設定)について</p> <p>【追加議案】</p> <p>(4) 議案第27号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について</p>																														
8 報告事項	<p>(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について</p> <p>(2) 地籍調査事業に伴う地目変更について</p>																														
9 その他	<p>(1) 農業委員会総会の日程について</p> <p style="margin-left: 20px;">○令和6年4月総会</p> <p style="margin-left: 40px;">4月10日(水) 午前9時～</p> <p style="margin-left: 40px;">三朝町役場 第2会議室</p> <p>(2) その他</p>																														
11 閉会	午前10時 分																														

1. 開 会	
事務局	<p>定刻になりましたので、ただ今から、第9回三朝町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>山本会長さん、ご挨拶をお願いします。</p>
2. 議長挨拶	<p>皆さん、ご苦労さんです。</p> <p>各集落において災害復旧工事が発注されて行われる予定ですが、委員の皆さんに各集落の復旧工事の予定、状況を確認していただきたいと思います。3月中には担当地区の状況を把握していただければと思います。</p> <p>それでは今月もよろしく願いいたします。</p>
3 総会成立宣言	
事務局長	<p>本日の出席の農業委員さんは7名中、5名が出席されています。</p> <p>定足数に達していますので、三朝町農業委員会会議規則第4条第1項の規定により総会は成立することを報告します。</p> <p>それでは、三朝町農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は山本会長をお願いします。</p>
4 議事録署名委員の指名	
議長	<p>それでは日程に従いまして、第4の議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>三朝町農業委員会会議規則第22条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p> <p>異議なしとのことですので、1番 米廣勝 委員、6番 本田博 委員、を指名します。よろしくをお願いします。</p> <p>なお、書記は事務局でお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p>
5 議事	
(1) 議案第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について (穴鴨)	
議長	<p>「議案第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について (穴鴨)」を議題とします。</p> <p>事務局は議案の説明を行ってください。</p>
事務局	<p>それでは、「議案第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について (穴鴨)」説明させていただきます。</p> <p>1ページの議案書を開いていただきたいと思います。</p> <p>【議案書の朗読】</p> <p>案件は、穴鴨地内でございます。</p>

	<p>申請人（借受人）は、鳥取県発注の国道179号道路災害復旧工事を請け負うもので、この災害復旧工事の施工に伴い必要となる工事資材置場を確保するために農地を一時的に転用しようとするものでございます。なお申請地は農振農用地区域の農地ですが、町農林課に一時転用について協議し支障がないことを確認しております。</p> <p>また、工事完了後においても資材置き場として使用することとしており、一時転用期間は3年間の申請となっております。</p> <p>雨水につきましては、基本的に用地内での地下浸透としております。</p> <p>資力につきましては、借受人の預金口座に工事代金以上の残高を確認し、実施は確実と判断したところでございます。</p> <p>簡単ですが、説明は以上でございます。</p>
議長	<p>現地の状況を確認しておりますので、その報告を受けたいと思います。</p> <p>6番の本田委員さん、お願いします。</p>
6番農業委員	<p>現地の確認について、3月5日の午前9時から穴鴨の申請地で、楠本推進委員さん、山本事務局長さん、大村専門員さんとで、申請人の代理人を交えて確認を行いました。</p> <p>現地の田んぼは、長年耕作されていない田んぼで資材置場として活用されても問題はない状況にあり、隣接農地の承諾も得られております。また、使用に際しては、事務局の説明もありましたように、隣接する農地に土砂等の流出を防ぐこととされており問題は生じないと確認したところでです。</p> <p>以上、現地確認の報告とします。</p>
議長	<p>それでは皆さんから、ご意見、ご質問をうかがいます。</p>
議長	<p>皆さんご質問はありませんか。</p> <p>【無しの声】</p> <p>ご意見、ご質問が無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>それでは、議案第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について（穴鴨）を、承認される方は挙手をお願いします。</p> <p>【全ての委員の挙手を確認】</p> <p>《議長》</p> <p>それでは、議案第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について（穴鴨）は承認されました。</p>
<p>(2) 議案第25号 非農地と判断した農地について</p>	

議長	<p>「議案第25号 非農地と判断した農地について」を議題とします。</p> <p>事務局は議案の説明を行ってください。</p>
事務局	<p>それでは、「議案第25号 非農地と判断した農地について」説明させていただきます。</p> <p>23ページの議案書を開いていただきたいと思います。</p> <p>本件は、令和5年度の農地利用状況調査（農地パトロール）の結果をもとに、現況が山林又は原野と判断できるものについて、「非農地証明の取り扱いについて（平成5年4月16日付け鳥取県農林水産部長通知）」、並びに本委員会が独自に定めている「非農地の農地認定に関する指導要綱」に基づき、非農地であること、山林、又は原野と判断したものについて、本委員会の承認を求めるものでございます。</p> <p>今回の非農地と判断しました農地は、175筆、約8.3haでございます。内訳は、次ページからの一覧表を付けておりますが、三朝地区が29筆、約1.1ha、高勢地区が70筆、約3.5ha、賀茂地区が17筆、約0.9ha、竹田地区が59筆、2.8haでございます。</p> <p>対象となる農地の番地等につきましては、次ページ以降に付けております非農地通知一覧表のとおりですので、ご確認くださいと思います。</p> <p>なお、承認・議決の後には、土地所有者に非農地通知を送付し、異議等の有無を諮った後に、町税務担当に対し「地方税法第381条第7項の規定により法務局に対する登記地目の変更の届出を行う旨」要請することとしております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご意見、ご質問はありませんか。</p>
4番委員	<p>一覧にある担当地区の農地の現状を確認して、ユズの木を植えてきれいに手入れされている土地がある。この土地について非農地通知はしない方がいいと思う。</p>
事務局	<p>確認いただきありがとうございます。意見をいただいた土地については通知を控えるようにいたします。また、非農地通知後に所有者からの意向で非農地としない土地も出てくるとお思いますので、非農地通知の結果、非農地判断をしない農地については改めて承認をいただく予定です。今回は提案した農地について、非農地判断する土地として承認を得られればと考えております。</p>
議長	<p>ほかにご意見、ご質問はありませんか。</p>
6番委員	<p>地目変更を行うが税制のほうはどのようになるのか。</p>
事務局	<p>税は土地の現況により課税されていますので、既に現状の地目で課税されているものと考えております。</p>
議長	<p>ご意見ご質問はありませんか。</p>

	<p>【全体を見まわして、意見がないことを確認】</p> <p>それでは、「議案第 2 5 号 非農地と判断した農地について」、承認される方は挙手をお願いします。</p> <p>【全ての委員の挙手を確認】</p> <p>≪議長≫ それでは、「議案第 2 5 号 非農地と判断した農地について」は承認されました。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>これから、地権者に非農地通知の発布の事務をおこないますが、地権者の方から何かご意見、ご質問等ありましたら事務局までご連絡いただきますようお願いいたします。</p>
(3) 議案第 2 6 号 農用地利用集積計画（利用権設定）について	
議長	<p>「議案第 2 6 号 農用地利用集積計画（利用権設定）について」を議題とします。</p> <p>事務局は、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは「議案第 2 6 号 農用地利用集積計画（利用権設定）について」を説明させていただきます。</p> <p>3 7 ページの議案書を開いていただきたいと思います。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による「農用地利用集積計画」について、同法同条の規定により三朝町長より諮問がありましたので、本件に関し本委員会の承認、決議を求めるものでございます。</p> <p>【議案書をもとに朗読】</p> <p>諮問がありました、農用地利用集積計画書（案）について精査したところ、利用権を設定する者については、いずれも同法第 18 条第 3 号の各要件である、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農用地利用集積計画の内容が町農業基本構想に適合するものであること。 2 借受者が利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である。 <ol style="list-style-type: none"> イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。 3 対象のうちの関係権利者すべて同意（共有の土地については二分の一を超える共有持分を有する者の同意）が得られることをすべて満たしていること。 <p>以上のすべてを満たしていると判断されることから、計画（案）を受理し本委員会に提案するものでございます。</p> <p>以上、「議案第 2 6 号 農用地利用集積計画（利用権設定）について」の説明とさせていただきます。</p>

議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>担当地域の委員さんは、計画書の農地を確認してください。</p> <p>これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。</p> <p>【全体でないことを確認】</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>議案第26号 農用地利用集積計画（利用権設定）について、承認される方は挙手をお願いします。</p> <p>【全ての委員の挙手を確認】</p> <p>それでは、議案第26号 農用地利用集積計画（利用権設定）については、承認されました。</p>
議長	<p>それではここで暫時休憩します。</p>
	<p>【暫時休憩】</p>
議長	<p>再開します。</p> <p>只今事務局から追加議案の審議が提出されましたので、これを許可します。</p> <p>事務局は、追加議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは追加議案として提案させていただきました「議案第27号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について」の説明をさせていただきます。</p> <p>本議案は、最適化活動の設定目標等の案について、令和4年2月2日付3経営第2584号経営局長通知に基づき調整しましたので、本委員会に付議させていただくものでございます。</p> <p>【議案添付の令和6年度最適化活動の設定目標等（案）を説明】</p> <p>なお、本委員会で決議ののちには、令和5年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と併せて町HPで公開する予定でございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。何かご質問はありませんか。</p>

議長	<p>何かご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>【「なし」の声、多数あり】</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>議案第27号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について、承認される方は挙手をお願いします。</p> <p>【全委員の挙手を確認】</p> <p>それでは、議案第27号 令和6年度最適化活動の目標の設定等については、承認されました。</p>
議長	<p>以上で、本日の議事は終了しましたので、</p> <p>引き続き、第6の報告事項に移ります。</p> <p>事務局は、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>別冊の報告(1)農地法第3条の3第1項の規定による届出につきましては、8件の届出がありましたのでご確認いただきたいと思います。</p> <p>報告(2)の地籍調査事業に伴う地目変更については、地籍調査事業の成果に伴い地目変更の申し出等があった7筆の農地について、それぞれの地目に変更することについて協議があったものでございます。</p> <p>三徳地区の7筆の農地につきましては、農地パトロールの成果及び現況写真を基に担当地区の委員さんにご確認いただき、いずれも協議のとおりとすることに問題ないと判断しましたので、資料のとおり回答したものでございます。</p> <p>報告事項は以上でございます。</p> <p>よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>続いて、第7のその他に入ります。</p> <p>(1) 令和6年4月の農業委員会総会の日程について 【協議の結果】 4月10日(水)午前9時からの開会を予定します。 会場は、第2会議室です</p> <p>(2) その他</p>
議長	<p>本日準備しました案件等は全て終了しましたが、皆さんのほうで何かありましたら発言してください。</p> <p>【発言が無いことを確認】</p>

	それでは、本日の総会は以上を持ちまして終了します。 皆さん、ご苦労さんでした。
【委員会終了：午前10時】	

上記のとおり会議の顛末を記載し、その事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年3月8日

議 長

(記名)

議事録署名委員

1 番 農業委員

(記名)

6 番 農業委員

(記名)
